

中小企業の皆さまを応援します！

令和7年度 飯能市

中小企業制度融資のご案内

制度融資とは

飯能市中小企業制度融資は、市内の中小企業の皆さまが、事業に必要な運転資金や設備資金を円滑に調達していただけるよう、飯能市、取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会が連携して行っている融資制度です。

本制度融資のメリット

取扱金融機関から融資を受ける際に、埼玉県保証協会が金融上の「公的な保証人」になることで、融資の可能性を広げることができます。

また、飯能市は取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の融資を実現しています。

申込手続きの流れ

事前相談

事前に対処金融機関へ融資内容をご相談ください

申込書作成・提出

必要書類をご準備の上、飯能市産業振興課に融資申込書等をご提出ください

審査・融資あっせん決定

融資審査後、市からあっせん決定通知書を送付します
※審査のため、市職員が現地調査を行う場合があります

金融機関・ 保証協会審査

取扱金融機関と保証協会による審査があります

融資実行

審査後、融資が実行されます
※審査により融資が実行されない場合があります

取扱金融機関

埼玉りそな銀行飯能支店・武蔵野銀行飯能支店・東和銀行飯能支店・青梅信用金庫飯能支店
飯能信用金庫（飯能中央支店・東飯能支店・飯能南支店）

ご利用いただける方

原則として次の要件をすべて満たしている方がご利用いただけます。

なお、中小企業者（法人、個人事業者、NPO法人等）が対象となります。

- ①市内に事業所・事務所があって、市内において同一事業を1年以上継続して営んでいること
（市外の事業所を市内に全部移転して1年未満の場合を含む）
- ②個人事業者の場合は市に住民票があること。法人の場合は市内に法人登記していること
- ③市税（国民健康保険税含む）の納税義務者で市税を完納していること
- ④保証協会の保証対象となる要件を満たしていること
- ⑤許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を取得していること
- ⑥保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完納していること

【参考】④の保証対象となる要件について（抜粋）

●主な規模要件● 組合は別の基準があります

業 種		資本の額または出資の総額※1	常時使用する従業員数
製造業等		3 億円以下	300 人以下
卸売業		1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食業を含む）		5,000 万円以下	50 人以下
サービス業		5,000 万円以下	100 人以下
医業	個人事業者	—	100 人以下
	法人※2		300 人以下

※1 個人事業者の方は、常時使用する従業員数のみ該当している必要があります。

※2 医業を営む法人とは、医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人・財団法人または社団法人を指します。

●保証対象外となる方●

- ・風俗関連営業、性風俗関連特殊営業業種、金融業、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合等
- ・金融取引で銀行取引停止処分等を受けている方
- ・金融機関より融資を受けている債務に延滞している方
- ・連鎖販売業・霊感商法等、保証協会が保証にふさわしくないと判断する方
- ・暴力団等の反社会的勢力、および金融斡旋屋等第三者が介入する方 等

詳細については、埼玉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。

埼玉県信用保証協会HP <https://www.cgc-saitama.or.jp/>

融資できる使途

事業の継続・発展等に直接使用される運転資金又は設備資金が対象となります。

- ・ 運転資金…商品仕入や外注費支払等に必要な資金、人件費、販売管理費等
- ・ 設備資金…工場・店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

融資対象外の使途

以下のように非生産的なものや事業経営に関連のないもの等は、原則として融資の対象外となります。

借入金の返済資金、税金支払のための資金、資本増資のための資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、公害の発生するおそれのある設備資金、飯能市外に設置する設備資金、申込時において代金が支払済みの設備資金、土地や住宅の取得資金、事業に直接関係のない乗用車の取得資金、その他事業とは無関係の資金等

※詳しくは産業振興課までお問合せください。

融資ご利用にあたっての注意事項

【あっせん決定について】

市のあっせん決定は融資の最終的な決定ではありません。金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査・判断の後、融資が実行されることとなります。また、審査・判断の結果によりご希望の融資内容に沿えない場合があります。

【あっせん決定の取消、融資の返還について】

次の項目に該当する場合は、あっせん決定の取消し及び当該融資の額の全部又は一部について、返還を命ずることがあります。

- ・ 事業所の市外移転により市内に事業所を有さなくなった場合
- ・ 申込内容に偽りがあったとき
- ・ 申込者が融資あっせんの決定の通知を受けた後、正当な理由なく速やかに借入れ手続きを完了しないとき
- ・ 事業内容の変更により、申込み資格に該当しなくなった場合

融資の内容と申込資格

種 別		一般資金	特別小口資金
保 証 制 度 名		市町村制度金融保証 ＜責任共有制度対象＞	市町村小口企業保証 ＜責任共有制度対象外＞
限 度 額		5,000万円以内	2,000万円以内
利 率		1.20% (令和8年3月31日申込み分まで)	
期間 と 償還方法	運転資金	10年以内 月賦償還（据置12ヶ月以内）	
	設備資金	12年以内 月賦償還（据置12ヶ月以内）	
資 格		・P2「ご利用いただける方」の要件①～⑥のすべてを満たしていること。	左記のほか ⑦ 市民税の所得割（法人である場合は、法人税割）があって完納していること。 ⑧ 常時雇用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下）で特定事業を営んでいること。
保 証 人 (連 帯 保 証)		必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 徴求する場合、市税（国民健康保険税含む）の納税義務者で市税を完納していること。	無
担 保		必要に応じ	無
信 用 保 証 料		・埼玉県信用保証協会に対し保証料がかかります。	

※既に保証協会による保証をご利用いただいている場合、限度額など本制度融資の利用に一部制限がかかる可能性があります